

「富山市地域公共交通網形成計画」の見直し方針(案)について

1. 概要

「富山市地域公共交通網形成計画」は、地域にとって望ましい公共交通網を目指すための基本方針を示すものであり、令和7年を目標としている。計画の策定から5年目である令和2年度には、上位計画等の改定を踏まえ、公共交通に関わる施策・事業の進捗による時点的な修正を行うため、富山市地域公共交通網形成計画の一部見直しを行うこととしている。

令和2年度の見直しでは、上位・関連計画との整合を図り、将来像、基本方針を現行のままとし、施策については、新たに検討する施策や現在取り組んでいる施策について追加・修正を行うこととする。

また、新型コロナウイルスによる感染症拡大の影響により、令和2年度は公共交通利用者数の大幅な減少が予測される。今後、利用者数の動向を正確に把握するために、定期・定期外利用者を新たなモニタリング指標として追加することとする。路面電車市内線1日平均乗車人数については、路面電車が南北接続したことから、中心市街地活性化基本計画と同様に路面電車（富山軌道線、富山都心線、富山駅南北接続線）1日平均乗車人数へ修正することとする。

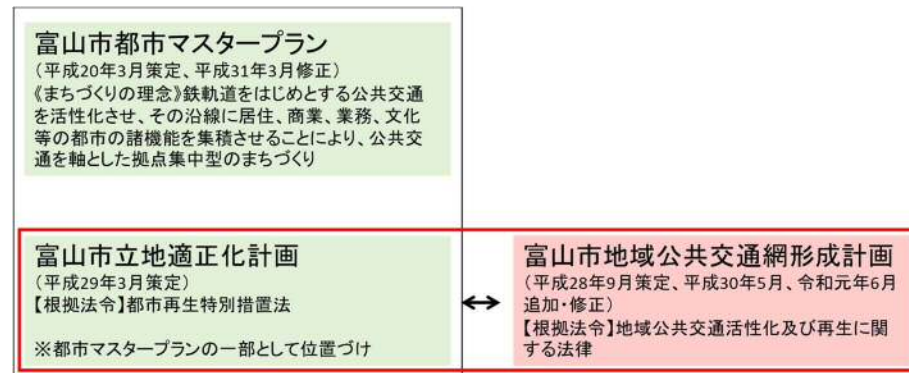


図 計画の位置づけ

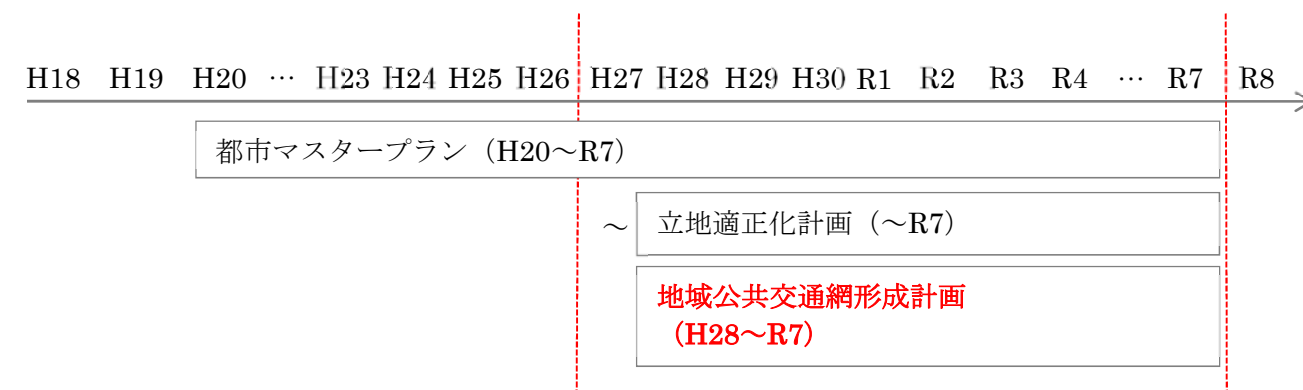


図 計画年次

2. 追加・修正について

(1) 計画に位置づけた数値目標

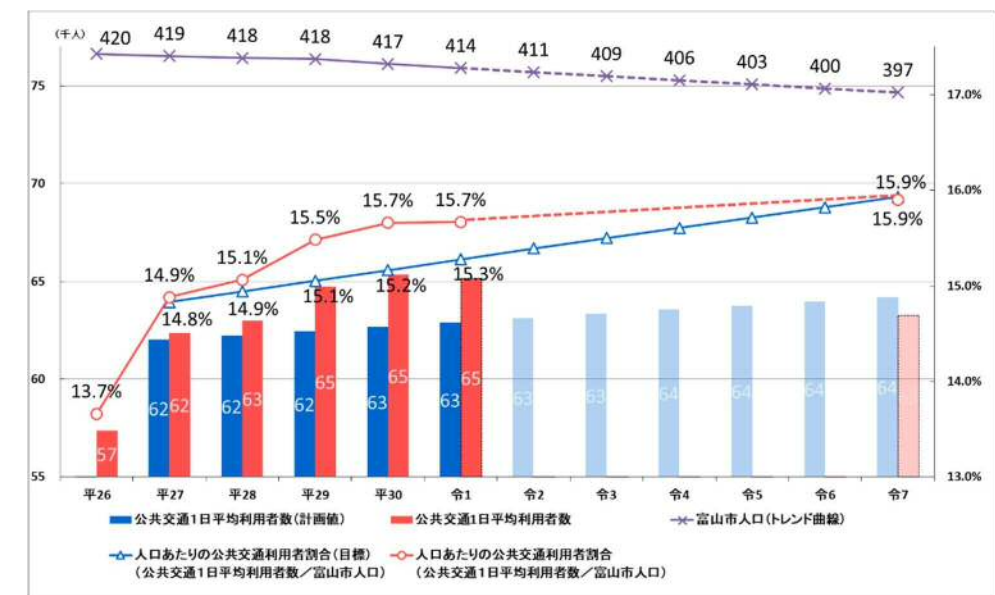
数値目標	指標	方針(案)
地域公共交通網形成計画の目標	公共交通が便利な地域に住んでいる市民の割合	【変更なし】 都市マスタープランと同様に、コンパクトなまちづくりの実現に向け、継続して現在目標の達成を目指す。
公共交通活性化に係る数値目標	公共交通1日平均利用者数の富山市人口あたりの割合	【変更なし】 目標値が目前に迫っているものの、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い公共交通機関の利用者が著しく減少し、回復の見通しが不透明なことから、目標値を現行のままとする。 ※富山市人口は上位計画に合わせ修正

【公共交通活性化に係る数値目標の修正(案)】

① 目標年度(令和7年度)の人口予測

第2次富山市総合計画および富山市都市マスタープランの人口予測と同様に、397,000人とする。

	実績 令和元年度 (2019年)	目標 令和7年 (2025年)	修正案 令和7年 (2025年)
公共交通1日平均利用者数の富山市人口あたりの割合(②/①)	15.7%	15.9%	15.9%
① 富山市人口	415,765人	403,000人	397,000人
② 公共交通1日平均利用者数	65,133人/日	64,198人/日	63,123人/日



(令2以降は推計値)

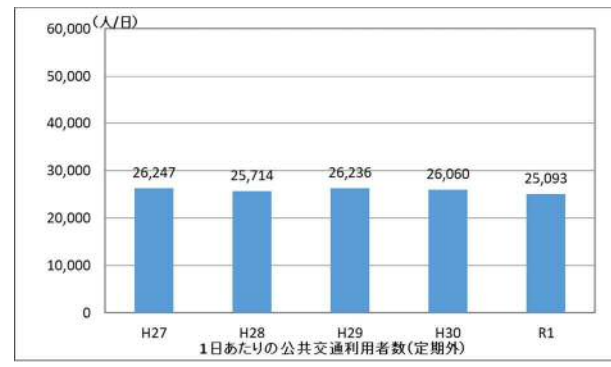
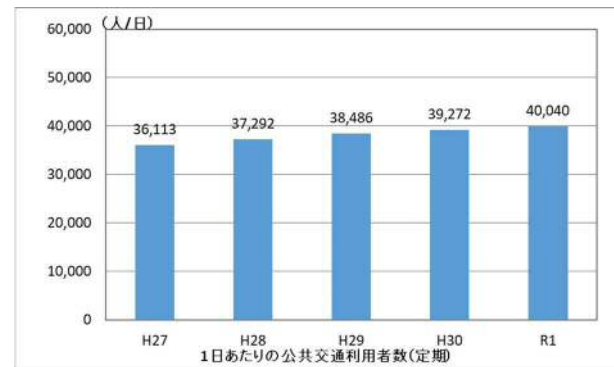
(2) モニタリング指標について

1) 定期・定期外利用者

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、特に来街者やインバウンド等の定期外利用者の減少が大きく、収束後の需要の回復には一定の期間を要するものと考えられる。

このことから、通勤・通学を主とする定期利用者と、定期外利用者を分けた新たなモニタリング指標を設定し、コロナ禍における動向を把握するものとする。

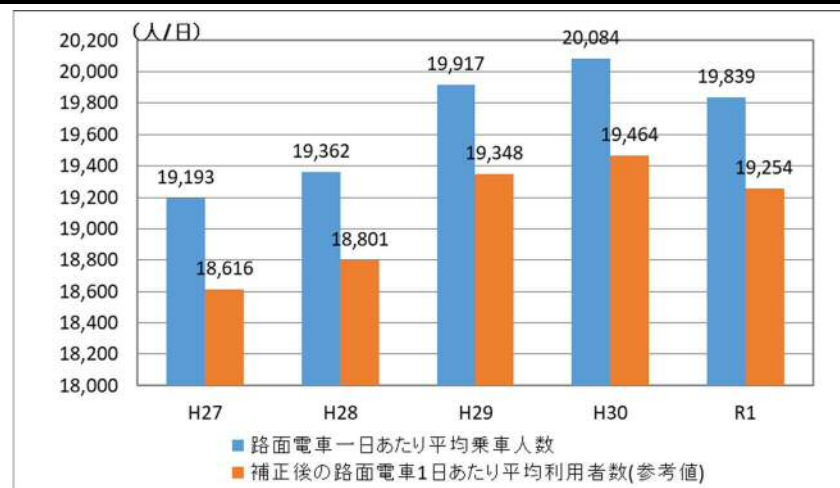
	平成27年度	令和元年度	増減
公共交通1日平均利用者数(定期)	36,113人/日	40,040人/日	10.9%増
公共交通1日平均利用者数(定期外)	26,247人/日	25,093人/日	4.4%減



2) 路面電車に関するモニタリング指標について

富山市中心市街地活性化基本計画と同様に、路面電車市内線1日平均乗車人数を、路面電車(富山軌道線、富山都心線、富山駅南北接続線)1日平均乗車人数へ修正するもの。

	平成27年度	令和元年度	増減
路面電車(富山軌道線、富山都心線、富山駅南北接続線)1日平均乗車人数(実績)	19,193人/日	19,839人/日	3.4%増



※補正後の路面電車1日あたり平均利用者数…富山港線～市内線間の乗り継ぎ利用者を1カウントとした数値

(3) 現在取り組んでいる施策、新たに検討する施策について

路面電車の南北接続によりハード整備が大きな節目を迎え、都市構造が大きく変化することに加え、高齢化の進展等の様々な課題にも対応して行く必要があることから、次の通り、現在取り組んでいる施策、新たに検討する施策を計画に追加する。

【現在取り組んでいる施策】

基本方針	追加箇所	検討内容
① 公共交通軸の活性化によるコンパクトなまちづくりの実現	幹線バス活性化計画 <6.3.2.(2)2>	富山駅北地区の賑わい創出やSDGs未来都市計画としてのイメージ向上とともに、交通空白地域における新たな移動手段としてPRするためグリーンスローモビリティを運行するもの。
③ 公共交通利用促進	公共交通の利用促進 <6.5.1.(1)2>	エコ通勤優良事業所認証制度を活用した企業MMを行い、通勤通学における自動車分担率の軽減を図るもの。
	公共交通の利用促進 <6.5.1.(1)3>	とほ活との連携による公共交通の利用促進を図るもの。

【新たに検討する施策】

基本方針	追加箇所	検討内容
② 地域特性に応じた多様な生活交通の確保	生活交通サービス整備方針 <6.4.2.>	交通空白地域の移動手段確保のためのボランティア輸送の活用等の検討
③ 公共交通利用促進	公共交通の利用促進 <6.5.1.(2)6)～7)>	複数の交通手段やサービスを一括で提供するMaaSや、IoTやAIを活用した新たなモビリティサービス等に関する取り組みの検討

3. 今後のスケジュール

R2. 9月29日	都市交通協議会にて計画の見直し方針(案)の提示
～R2.11月	素案の提示、協議会委員・交通事業者への意見照会
R3. 1月	パブリックコメント
R3. 2月	パブリックコメント結果、計画の見直し(案)への意見照会
R3. 3月	都市交通協議会にて計画見直し(案)の承認、計画の見直し(策定)